

被災者の基礎疾患が共に原因となって損害を発生した場合は
過失相殺類推適用すべきとした判決

NTT東日本北海道支店事件

第1審 札幌地裁 平成17年3月29日判決(労判893号93頁)

第2審 札幌高裁 平成18年7月20日判決(労判922号5頁)

最高裁第1小法廷 平成20年3月27日判決(労判958号5頁) (本判決)

差戻審 札幌高裁 平成21年1月30日判決(労判976号5頁)



安西法律事務所 弁護士 木村恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は「労働法実務 Q&A800 問 (共著・労務行政研究所編)」など。

本件は、基礎疾患を有していた被災者が急性心筋虚血により死亡したことにつき、遺族が、会社に対して損害賠償を請求した事案である。今回取り上げる最高裁判決(以下「本判決」という。)は、原判決が会社の責任を認めた点は是認しながら、損害賠償額の算定にあたり過失相殺の規定を類推適用しなかった点に違法があるとし、原判決を破棄し、原審に差戻した¹⁾。本判決は、労災事故においても、病的素因は減額し得ることを明確にした判決と評価されている。なお、本件の差戻審判決については、次回紹介する予定である。

1. 事案の概要

1) 当事者等

(1) 訴えた側 (Xら) 訴えた(原告ら、被控訴人ら、被上告人ら)のは、被災者Aの遺族である妻と子(以下、総じて「Xら」という。)である。

(2) 訴えられた側 (Y) 訴えられたのは、Aの雇用主であった会社(NTT東日本、以下「Y」という。)である。

2) Xらの請求の根拠

Xらは、Aが急性心筋虚血で死亡したのは、Yが、安全配慮義務に違反して基礎疾患を有するAに時間外労働をさせた。かつ宿泊を伴う研修等に参加させたことが原因であるとして、不法行為または債務不履行に基づき7,000万円を超える損害賠償を請求した。

3) 事実関係の概要(認定された事実関係)

(1) Aは、昭和37年日本電信電話公社に入社し、旭川事業所に配属された。その後、同公社の分割民営化に伴い雇用関係はYに引き継がれた。

(2) Aは、平成5年5月、職場の定期健診で心電図異常を指摘され、精密検査の結果、陳旧性心筋梗塞と診断された。その際、Aには虚血性心疾患の危険因子となる家族性コレステロール血症が認められた。Aは、

冠状動脈血管形成術の手術を受けるなどしたが2枝障害は改善されず、内服治療を続けた。

(3) Yには従業員の健康管理規程があり、Aは「要注意(C)」の指導区分に該当すると判断された。「要注意(C)」は、原則、時間外労働や宿泊出張は命令せず、やむを得ぬ理由で命令する場合は、組織の長と健康管理医が協議をして決めることとなっていた。

(4) Yでは、平成13年4月以降、構造改革が進められた。これに伴う雇用形態及び処遇体系の選択にあたり、Aは、雇用形態は変わらず60歳を定年として法人営業等の業務に従事する「60歳満了型」を選択した。そのため、平成14年4月法人営業部門に配置換えとなり、法人営業に必要な技術習得のための研修(以下「本件研修」という。)に参加を命じられた。本件研修は、札幌や東京での宿泊を伴う2ヶ月にわたるものであった。

(5) Aは、平成14年6月7日、札幌研修終了後旭川の自宅に戻り、日曜日である同月9日墓参りに出掛け、同所で急性心筋虚血により死亡した。

4) 訴訟の経過(当事者の主張)

(1) Yは、第1審で、Aには自己健康管理保持に著しい過失がある等を主張したが、過失相殺を主張する趣旨ではない旨釈明した。なお、第1審において、Aの家

族性高コレステロール血症罹患を示す書証が提出されたが、家族性高コレステロール血症を示す略語である「FH」が脂肪肝と誤訳され、当事者からAが家族性高コレステロール血症に罹患している旨の主張はなかった。(2) Yは、控訴審において、Aの家族性高コレステロール血症罹患を指摘し、予備的主張として、Aが陳旧性心筋梗塞の合併症を有する家族性高コレステロール血症に罹患していたことから過失相殺に関する規定を類推適用して賠償額を減額すべきである旨、主張した。

2. 第1審判決の要旨

第1審は、Aが本件研修に参加したことで、その精神的、身体的ストレスがAの冠状動脈硬化を自然的経過を超えて進行させた結果死に至ったことを前提に、Yは、「要注意 (C)」の指導区分の指定をし、原則、時間外労働や宿泊出張をさせないとしたのであるから、Aの本件研修参加を決定する際、より慎重な対応が必要であったとして、Yの不法行為責任を認めた。

3. 第2審判決(原判決)の要旨

第2審も、第1審の判断を維持した上で、Yの過失相殺類推適用にかかる主張については、第1審において、過失相殺の主張をしない旨答えていながら、控訴審でかかる主張をすることは著しく信義に反するもの

であり、第1審軽視にもつながるとして、Yの主張を排斥した。

4. 本判決(最高裁判決)

最高裁は、Yの上告受理申し立て理由²⁾のうち、原判決が過失相殺の主張を排斥した点にかかる主張についてのみ認め、概要、以下のとおり判断した。

(1) 被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度等に照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるにあたり、民法722条2項の規定を類推適用して、被害者の疾患を斟酌することができる。^① このことは、労災事故による損害賠償請求の場合においても、基本的に同様である。

また、過失相殺については、賠償義務者から主張がなくとも裁判所は、職権をもってこれを斟酌することができる。このことは、同項の規定を類推適用する場合においても、別異に解すべき理由はない。

(2) 前記事実関係等によれば、Aの基礎疾患の態様、程度、本件における不法行為の態様等に照らせば^②、YにAの死亡による損害の全部を賠償させることは公平を失するものと言わざるを得ない。

ワンポイント解説

1. 損害の公平な分担と被災者の基礎疾患

民法は、第722条2項で、損害の公平な分担の観点から、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。」旨、定めている。そして、「被害者の疾患」のように、「過失」に該当しない場合にも、従前の判例(最高裁第1小法廷平成4年6月25日判決等)は、上記下線①のように、同規定を類推適用することを認めてきた。労災事故に関しては、労働関係の特質から適用を否定する見解も見られたが、本判

決は、労災事故も同様であることを明確にした。

2. 斟酌すべき事情

本判決は、上記下線②のとおり、賠償額の算定にあたり、Aの基礎疾患の態様、程度のみならず「不法行為の態様等」も斟酌すべき事由とした点に特徴がある。本判決は事例判断であるが、労災事故が、種々の事情が複雑に関係して発生することが少なくないことからすれば、賠償額の算定においては、本判決同様、種々の事情が斟酌されるべきであろう。

1) 最高裁判所では、控訴審判決(原判決)の事実認定を前提に、原判決における憲法や法令、過去の判例違反の有無を判断する。原判決に法令違反等がある場合には原判決を破棄する。その上で、控訴審までの事実確認に基づいて判断することができなければ控訴審に審理を差戻す。本件の差戻審では、Aの死亡原因のうち、Yの責任と認められるのは30%であるとし、慰謝料については、差戻前の控訴審判決では、2,800万円と認定していたものを、責任割合を加味して540万円に留まると判断した。

2) Yは、原判決がAの死にかかるYの責任を認めた点について、本件研修とAの死との間に因果関係がないこと、Yに過失がないこと等についても、法令違反があると主張したが、最高裁は、Yのこれらの主張を排斥した。